

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月14日

【四半期会計期間】 第65期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 北沢産業株式会社

【英訳名】 KITAZAWA SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 尾崎 光行

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区東二丁目23番10号

【電話番号】 03(5485)5111

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 石塚 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区東二丁目23番2号

【電話番号】 03(5485)5020

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 石塚 洋

【縦覧に供する場所】 北沢産業株式会社 大宮支店
(埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目99番5号)

北沢産業株式会社 千葉支店
(千葉県千葉市中央区都町二丁目12番10号)

北沢産業株式会社 横浜支店
(神奈川県緑区青砥町623番地1 やま喜ビル102号室)

北沢産業株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市名東区平和が丘五丁目44番地)

北沢産業株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市淀川区宮原一丁目17番33号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第64期 第2四半期 連結累計期間	第65期 第2四半期 連結累計期間	第64期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(千円)	7,311,886	7,208,936	14,280,005
経常利益	(千円)	261,281	150,113	308,346
四半期(当期)純利益	(千円)	92,342	40,777	103,865
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	45,492	30,378	79,037
純資産額	(千円)	8,148,446	8,093,514	8,181,744
総資産額	(千円)	15,177,598	15,267,178	15,230,543
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	3.90	1.72	4.39
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	53.7	53.0	53.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	626,444	743,824	741,678
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	70,308	126,732	8,549
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	318,699	118,608	318,946
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	2,460,711	2,995,323	2,496,840

回次		第64期 第2四半期 連結会計期間	第65期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	4.20	3.56

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。
- 3 第64期第2四半期連結累計期間及び第65期第2四半期連結累計期間並びに第64期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
- 4 第64期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は、締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復旧とともに企業の生産活動や個人消費に回復の兆しが見られるものの、原発事故に伴う電力供給の問題、欧州の金融不安を背景とした円高の長期化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要取引先であります外食産業におきましても、従来からの消費者の外食離れ、低価格志向などの経営環境に加え、放射能汚染による食材への不安、焼肉チェーンにおいて発生した食中毒などの影響もあり、極めて厳しい環境になっております。

このような状況のなかで、当社グループの当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は72億8百万円（前年同四半期比1.4%減）、営業利益は1億40百万円（前年同四半期比41.4%減）、経常利益は1億50百万円（前年同四半期比42.6%減）、四半期純利益は40百万円（前年同四半期比55.8%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

業務用厨房関連事業

業務用厨房関連事業につきましては、売上高は70億35百万円（前年同四半期比1.5%減）、営業利益は3億34百万円（前年同四半期比23.7%減）となりました。

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業につきましては、売上高は1億73百万円（前年同四半期比1.3%増）、営業利益は97百万円（前年同四半期比3.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」）は、29億95百万円と前連結会計年度末より4億98百万円増加となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況及びこれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得た資金は、7億43百万円（前年同四半期は6億26百万円の増加）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益の計上額1億49百万円、売上債権の減少4億40百万円及び仕入債務の増加48百万円などによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、1億26百万円（前年同四半期は70百万円の増加）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出1億円及び有形固定資産取得による支出21百万円などによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、1億18百万円（前年同四半期は3億18百万円の減少）となりました。これは主に、配当金の支払1億18百万円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な株式の買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模な株式の買付けの内容について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、これをもって会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少等の構造的変化の進展、また、食生活の一層の多様化などめまぐるしいものがあります。このような経営環境下において、当社では企業価値向上の取組みとして、外食産業を中心とする業界動向に関する情報収集の強化を図ることにより常に変化していく顧客のニーズに的確に対応し、24時間365日サービス体制といったアフターサービスの更なる向上に取り組むことで、取引先からの信頼を更に強固なものにしていく所存であります。当社グループは業務用厨房機器発展の一翼を担う企業としての自負を基本に、保守契約の推進・自社商品の販売促進等商品差別化の推進を行って参ります。また、自社商品を使用して頂くことによる効率的で安全性の高い作業環境の提案及びお客様のニーズを最優先に考えた提案セールス・戦略的営業の推進を図り、高付加価値商品の重点販売等を販売戦略として、積極的に事業を展開していく所存であります。今後の課題としては、更なる単品販売の強化を図っていくなかで、コーヒーマシン・マルチクッカー及びスチーム&コンベクションオープン等競争力のある商品を重点的に拡販するとともに、24時間365日サービス体制の一層の充実を目指してまいります。また、当社ではPotential Customer（潜在的な力を持ったお客様）、Previous Customer（以前のお客様）への営業をPC営業と称して、既存顧客の掘り起こしをするなど、こうしたお客様への営業基盤の強化も図っております。さらに、当社では「物を売るのは人である」の観点に立ち、人材教育についても積極的に行っております。社員教育の一環としまして、平成19年6月に埼玉県日高市に流通センターと研修施設を新設しました。同施設は150名収容の会議室、40名収容の宿泊設備、150平方メートルのテストキッチン等を備え、同施設を社員研修のみならず、お客様へのセミナーの場としてフルに活用し、受注に結びつくなどの効果がでております。不動産賃貸事業においては、優良な入居者の確保をすることにより、安定的な収益の確保に努めてまいります。当社はこれらの施策により、安定した業績の確保と健全な財務体質を構築し、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様の大規模な買付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として、大規模な買付けに関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、特定株主グループの議決権割合を25%以上とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が25%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、以下、当該買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。当社取締役会が設定する大規模買付ルールにおいては、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというもので、その概要は以下のとおりです。

（１）意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。

（２）大規模買付者からの情報の提供

当社取締役会は、上記（１）の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供いただくべき、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

（３）取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

（４）独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は上記の判断を行うにあたりかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について当社取締役会に対して勧告することとします。

（５）大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、外部専門家等の意見も参考にして当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

4. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能にするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるといった目的を持ったものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買付である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するために独立委員会の勧告を経るなどの仕組みを確保しているものといえます。

(4) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成22年6月29日開催の定時株主総会における、株主の皆様のご承認に基づき、本プランを更新致しました。

本プランは、有効期間を平成22年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするいわゆるサンセット条項が付されております。また、本プランの有効期間の前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものであり、当社株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,818,257	23,818,257	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は500株でありま す。
計	23,818,257	23,818,257		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		23,818,257		3,235,546		2,964,867

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
特定有価証券信託受託者ソシエ テジェネラル信託銀行株式会社	東京都港区赤坂1丁目12番32号	5,080	21.33
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1丁目2番26号	1,172	4.92
北沢持株会	東京都渋谷区東2丁目23番10号	1,089	4.57
北沢産業従業員持株会	東京都渋谷区東2丁目23番10号	948	3.98
福島工業株式会社	大阪府大阪市西淀川区御幣島3丁目16番11号	778	3.27
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	592	2.49
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号	450	1.89
株式会社インテリックス	東京都渋谷区道玄坂1丁目20番2号	370	1.55
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	363	1.52
サンデン株式会社	群馬県伊勢崎市寿町20番地	300	1.26
計		11,143	46.79

(注) 1 上記特定有価証券信託受託者ソシエテジェネラル信託銀行株式会社の所有株式は、全て信託業務に係る株式数であります。

2 F Sファンド1号投資事業組合 業務執行組員 エフシーエーコンサルティング株式会社から平成19年6月4日付で大量保有報告書に関する変更報告書が提出されておりますが、当第2四半期会計期間末現在における実質所有の状況が把握できないため、上記大株主の状況は平成23年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。なお、当該大量保有報告書に関する変更報告書による平成19年6月1日現在の株式保有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 保有株式数の割合(%)
エフシーエーコンサルティング株式会社	4,927	20.69

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 141,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,510,500	47,021	同上
単元未満株式	普通株式 166,757		同上
発行済株式総数	23,818,257		
総株主の議決権		47,021	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3,500株(議決権の数7個)及び200株含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が171株含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 北沢産業株式会社	東京都渋谷区東二丁目23 番10号	140,000		140,000	0.59
計		140,000		140,000	0.59

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、公認会計士 治田 秀夫及び公認会計士 高橋 正一による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,496,840	3,295,323
受取手形及び売掛金	3,349,859	2,909,758
商品	1,218,767	1,205,000
製品	4,146	3,120
仕掛品	11,074	12,014
原材料及び貯蔵品	47,517	51,145
繰延税金資産	58,324	59,861
その他	93,104	96,597
貸倒引当金	43,200	37,800
流動資産合計	7,236,433	7,595,021
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,197,257	3,111,872
機械装置及び運搬具（純額）	43,435	50,712
土地	2,697,889	2,697,889
その他（純額）	59,587	51,050
有形固定資産合計	5,998,169	5,911,525
無形固定資産		
ソフトウェア	150,982	107,979
その他	54,778	54,593
無形固定資産合計	205,760	162,573
投資その他の資産		
投資有価証券	805,894	791,447
長期貸付金	1,199	1,649
長期預金	300,000	100,000
繰延税金資産	422,551	442,575
その他	368,628	395,879
貸倒引当金	108,093	133,493
投資その他の資産合計	1,790,180	1,598,058
固定資産合計	7,994,110	7,672,156
資産合計	15,230,543	15,267,178

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,406,617	3,455,435
短期借入金	2,119,000	2,119,000
未払法人税等	78,456	135,599
賞与引当金	83,549	90,909
その他	289,157	288,139
流動負債合計	5,976,780	6,089,083
固定負債		
退職給付引当金	793,643	801,002
役員退職慰労引当金	245,396	249,996
繰延税金負債	123	382
その他	32,853	33,199
固定負債合計	1,072,017	1,084,581
負債合計	7,048,798	7,173,664
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,235,546	3,235,546
資本剰余金	2,965,137	2,965,137
利益剰余金	2,028,806	1,951,192
自己株式	31,630	31,847
株主資本合計	8,197,860	8,120,029
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,115	26,515
その他の包括利益累計額合計	16,115	26,515
純資産合計	8,181,744	8,093,514
負債純資産合計	15,230,543	15,267,178

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	7,311,886	7,208,936
売上原価	5,360,238	5,275,406
売上総利益	1,951,648	1,933,529
販売費及び一般管理費	1,711,241	1,792,537
営業利益	240,407	140,992
営業外収益		
受取利息	1,622	1,000
受取配当金	8,668	7,005
受取家賃	5,566	4,951
為替差益	4,281	333
その他	14,700	8,481
営業外収益合計	34,838	21,772
営業外費用		
支払利息	10,020	8,883
支払手数料	3,756	3,767
その他	187	-
営業外費用合計	13,964	12,650
経常利益	261,281	150,113
特別利益		
固定資産売却益	60	-
貸倒引当金戻入額	26,785	-
特別利益合計	26,845	-
特別損失		
固定資産除却損	586	533
投資有価証券評価損	27,238	-
会員権評価損	50	100
特別損失合計	27,875	633
税金等調整前四半期純利益	260,251	149,480
法人税、住民税及び事業税	59,744	122,976
法人税等調整額	108,164	14,274
法人税等合計	167,908	108,702
少数株主損益調整前四半期純利益	92,342	40,777
少数株主利益	-	-
四半期純利益	92,342	40,777

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	92,342	40,777
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	46,849	10,399
その他の包括利益合計	46,849	10,399
四半期包括利益	45,492	30,378
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	45,492	30,378
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	260,251	149,480
減価償却費	165,478	156,101
有形固定資産除却損	586	533
有形固定資産売却損益（は益）	60	-
会員権評価損	50	100
投資有価証券評価損益（は益）	27,238	-
貸倒引当金の増減額（は減少）	29,053	19,999
賞与引当金の増減額（は減少）	29,046	7,360
退職給付引当金の増減額（は減少）	7,240	7,358
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	4,167	4,600
受取利息及び受取配当金	10,290	8,006
支払利息	10,020	8,883
売上債権の増減額（は増加）	331,681	440,100
たな卸資産の増減額（は増加）	124,092	9,499
仕入債務の増減額（は減少）	28,264	48,817
未払消費税等の増減額（は減少）	15,887	3,726
その他	26,124	30,502
小計	661,633	810,599
利息及び配当金の受取額	10,603	7,944
利息の支払額	9,885	8,886
法人税等の支払額	35,906	65,833
営業活動によるキャッシュ・フロー	626,444	743,824
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	100,000
定期預金の払戻による収入	100,000	-
投資有価証券の取得による支出	2,931	2,983
有形固定資産の売却による収入	105	-
有形固定資産の取得による支出	19,537	21,807
無形固定資産の取得による支出	6,039	1,351
会員権の売却による収入	-	100
貸付金の回収による収入	-	110
貸付けによる支出	1,289	800
投資活動によるキャッシュ・フロー	70,308	126,732
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	200,000	-
自己株式の取得による支出	291	217
配当金の支払額	118,407	118,391
財務活動によるキャッシュ・フロー	318,699	118,608
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	378,053	498,482
現金及び現金同等物の期首残高	2,082,657	2,496,840
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,460,711	2,995,323

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度限度額及び 貸出コミットメントの総額 3,600,000千円 借入実行残高 2,100,000千円 差引 1,500,000千円	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当第2四半期連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度限度額及び 貸出コミットメントの総額 3,600,000千円 借入実行残高 2,100,000千円 差引 1,500,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料及び手当 862,774千円 賞与引当金繰入額 80,252千円 退職給付費用 9,800千円 役員退職慰労引当金繰入額 11,900千円	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料及び手当 883,915千円 賞与引当金繰入額 78,100千円 退職給付費用 43,065千円 役員退職慰労引当金繰入額 13,000千円 貸倒引当金繰入額 20,820千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定	2,460,711千円	現金及び預金勘定
取得日から3ヶ月以内に満期日 又は償還日の到来する短期投資	千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預 金
現金及び現金同等物	2,460,711千円	取得日から3ヶ月以内に満期日 又は償還日の到来する短期投資
		現金及び現金同等物
		3,295,323千 円
		300,000千 円
		2,995,323千 円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	118,407	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	118,391	5.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	業務用厨房 関連事業	不動産 賃貸事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,140,422	171,463	7,311,886		7,311,886
セグメント間の内部 売上高又は振替高		10,162	10,162	10,162	
計	7,140,422	181,626	7,322,049	10,162	7,311,886
セグメント利益	438,877	100,771	539,649	299,242	240,407

(注) 1 セグメント利益の調整額 299,242千円には、全社費用 300,344千円が含まれております。全社費用は主にセグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	業務用厨房 関連事業	不動産 賃貸事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,035,234	173,701	7,208,936		7,208,936
セグメント間の内部 売上高又は振替高		5,032	5,032	5,032	
計	7,035,234	178,734	7,213,969	5,032	7,208,936
セグメント利益	334,815	97,412	432,227	291,235	140,992

(注) 1 セグメント利益の調整額 291,235千円には、全社費用 292,744千円が含まれております。全社費用は主にセグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	3円90銭	1円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額	92,342千円	40,777千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る四半期純利益金額	92,342千円	40,777千円
普通株式の期中平均株式数	23,680,949株	23,677,086株

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月14日

北沢産業株式会社
取締役会 御中

公認会計士治田秀夫事務所

公認会計士 治 田 秀 夫

公認会計士高橋正一事務所

公認会計士 高 橋 正 一

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北沢産業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、北沢産業株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。